

下野國誌

參

和書門			
一	二	八	一
二	四	五	二
冊	架	函	號

內閣文庫			
三	八	和	
〇	五	書	
冊	二	類	
架	冊	號	

內閣文庫	
番號	和 8852
冊數	12 (3)
函號	174 229



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





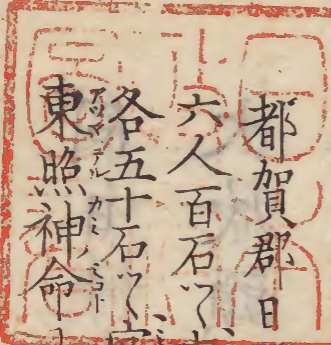
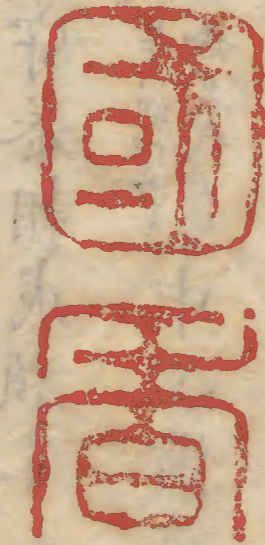
野國誌三之卷

芳賀百姓越智直守弘識

神祇鎮座

東照宮

五重昌林示財



都賀郡日光山鎮座一給御神領二万石御別當大樂院三百石社家衆
六人百石古島氏、猿橋氏、齋藤氏、江端氏、古橋氏、中麻呂氏、寺方氏、人二十人
各五十石宮仕十人、神人七十六人、神子八人、各十石、祭神あり
東照神命、世の知所あり、元和三年駿河國久能山より遷奉せり

御鎮座記、元和三丁巳二月廿一日

勅號

東照大權現、三月九日贈正一位、同月十五日

神靈ヲ下野國日光山ニ遷シ奉ムトス。寅ノ上尅大
僧正天海鋤鋏ヲ取ル。是大織冠改葬ノ舊例ナリ。
同日 靈棺善徳寺ニ至ル。本多上野介正純。土井
大炊頭利勝。是ハ大將軍家、御名代ナリ、松平右衛門大夫正久。
板倉内膳正重昌。秋元但馬守恭朝。成瀬隼人正
正成。是ハ尾張家、御名代ナリ、安藤帶刀直次。是ハ紀伊家、御名代ナリ、中山備前守
信吉。是ハ水戸家、御名代ナリ、榊原内記照久。是ハ久能山ニオキテ、神職ヲ司トラス、大僧正天
海等供奉ス。十六日三島ニ至ル。此所ニ二日留ル。

廿一日武藏國府中ニ至ル。此所ニ五日留ル。酒井備後
守忠利。天海僧正ニ請テ論議ヲ執行ス。廿七日忍
城ニ至ル。廿八日佐野ニ至ル。本多上野介正純。
新ニ神殿ヲ修造シテ 靈棺ヲ請シ奉ル。廿九
日康沼ニ至ル。此所ニ四月三日迄留ル。同四日
未中尅日光山座禪院ニ入ル。同八日 靈棺ヲ
廟塔ニ收ム。同十四日 神ヲ假殿ニ移シ奉ル。
宣命使阿野宰相實顯。同十六日 神ヲ正殿ニ

移奉_ル。宣命使中御門宰相宣衡奉幣使清閑寺宰相共房。同十七日於本社法會有之。導師大僧正天海。咒願正覺院權僧正證誠。梶井二品法親王最胤云。

正保二乙酉十一月三日。勅賜宮號。是新

帝御即位。大權現神助依有之也。所謂大日本三千七百餘社。中宮號。天照皇太神宮。八幡宮。天滿宮。東照宮。四社而已也。云。同月十七日。

勅使今出川前大納言經秀。日光山ニ至リ。於

神前讀宣命云。

鬢髮山賦。曰。諸葛君測述

神祖膺錄統御宇内所迎必降所攻必敗殲渠魁於難波掃餘孽於會津蠻夷服德天下歸仁。上則勅王下則撫民一朝晏駕百姓如喪考妣三載四海遏密八音議營大宮寢廟於鬢山之陰名伯相宅上維食周公初基繩其直天狗輿諱罔象

舉材共工據指公輸是代徂來松盡岐岨已童棘
刺彫猴楮葉競巧
大宮已成享祀是明銘

勲彝器奕世彌光雨乃侑食雍徹伶人張樂陳磬

鐘交絲竹鼗鼓鏗鉤籥舞擘煜恊五音和六律奏

九歌舞六佾濩武備百禮畢於是海隅蒼生浴於

德澤萬邦黎獻仰於
仁風乃斥驕奢勵貞忠

昭節儉勤農工背偽嚮義去私就公女修紡績男

勉耨耕器用土墾菜尚藜菁安毛褐之煖賤狐貉

之輕當此之時遊學之徒曲藝之士不耕而食不

織而衣飾黃裘之純美飽太牢之滋味口籍六藝

之文犯朝廷之諱家無儋石之儲凌王公之貴此

非昭代之恩所至
太平之化所及也乎云

玉鉞百首小
本居宣長詠

東照了法神アツマ 崇敬 御功績

安治代と天の大治代と東照了神の命をいふに
素昭了神乃命の安國と志つるものなりと云ふ
御代ハ美代

悟窓夏筆。太田元貞述

我何ヲ以テ天地ノ間ニ食息シテ無事
安穩ナリヤトイヘバ。父母ノ養育生長ノ恩ナリ。父母ノ我ヲ易ク長
育スルハ如何ニトイヘバ。太平ノ德化ニテ四海凱安ナルガユエニテ
是ハ

東照宮ノ神恩ナリ。先祖十代太平ノ世ニ住シテ。子孫ヲ長育
スルコト孰カ

東照宮ノ神恩ニ非ザラン。今ノ世ニ視息スル者此

神靈ノ大恩ヲ忘却シテ。非義無道ヲ為シテ。太平ノ治ニ妨害ヲ
ナスモノハ

神罰ノガルベカラズ。サテ保元平治元弘建武ノケテハ。應仁以來

天下戦争ノ區トナリシヲ。如此ノ太平無事四海安樂ノ天下

トナシタマヘル。古人ノ云真人出テ四海一ナリトイヘルニ同シキ

東照神君ノ天地ノ間ニ生シ玉フハ如何ニトイヘバ。是ハ天照太

神ノ神德ニテ。此國ヲ夷狄禽獸ニナシタマハサルニ因テナリ。サレバ

父母ノ恩ヲ思ハ

東照神君ノ大恩ヲ忘却スベカラズ。

東照宮ノ神恩ヲ思ハ。天照太神ノ神恩ヲ忘却スベカラズ。

今ノ世ニ生ル者ハ此。二神ヘ消埃ナリトモ報恩ノ念ヲ忘ルベカラ

サルコトナリ云々

カ然シカあり、カるけり、カるけり、カるけり

東照神命ハ人皇百代。後陽成天皇の大御代。朝廷ヲ崇敬

天下四海をいづるの乱もなかり、萬代までも動くまじく固め給ふ事
言ひ出むいづる御祭禮、毎歳四月十七日、九月十七日
兩度あり。

御神事御執行之次第

毎歳四月十五日朝例 幣使御着

御門主、四月十二日東叡山御農駕、同十五日夕御着

御名代高家衆一人、四月十六日御幸町本陣入江氏入着

御祭禮奉行大名衆兩家、四月十六日朝、鉢石町本陣二軒入着

十六日明六ツ時例 幣使宿坊ヨリ手輿ニ乗り、仕丁是ヲカク、随

身左右ニ扈從ス、石鳥居前ニテ下乗、鴈鼻沓ニテ步行、陽明

御門ノ内、東ノ御廻廊待合所ニ入、案内ヲ啓シテ 御宮ニ入ル

是ヨリ以前ニ、衛士史生等装束、雜掌狩衣ニテ、御唐櫃ニ掛

仕丁ニカセ、御宮ニ入ル例 幣使 御宮門ニ上ルヲ待テ、衛士

史生等、御唐櫃ヲ、御拜殿ニスエ奉リ、又階下ニ下ル、夫ヨリ

雜掌、御位記ヲサゲ奉リテ階ヲ下ル、奉 幣使、御唐門ヨ

リ裾ヲ引テ階上ニ進ミ、御拜殿ノ中央ニテ、奉 幣ノ式有テ、

宣命ヲヨミ終テ退去、待合所ニ入、夕案内有テ、自ラ拜ヲナシ、奉

幣ノ式終レバ、御宮ヲ出テ、石鳥居前ヨリ乘輿、夫ヨリ

大猷院殿ノ御靈屋ニ参リ、御拜礼有テ、宿坊ニ歸リ、装束ヲ改

テ、御本坊ニ入リ、御門主御對顔ノ上御饗應事終テ宿坊ニ

歸リ、即刻御發駕

十六日夕七ツ時、御門主 御宮ニ参入、御下向有テ、

東照宮、山王、摩陀羅神ノ御神輿、御宮ヨリ、新宮大権現ノ拜殿ニ渡御此時伶人慶雲樂ヲ奏ス、但シ還御ノ節ハ還城樂ヲ奏ス、

十七日御旅所ニ渡御、三佛堂ノ前ニテ、一山ノ大衆延年舞ヲ奏ス、御迎御神、

兵士鉾持百夏、警固二人、熨斗目麻上下着用先ニ進ム、兵士五十人々ニ行ニ進ム、鳥兜麻地袍、鶯色ト花田色ト五十人々相交ル、袍ニ鳳凰ヲ白ク染ヌキナリ、奴袴ハ浅黄ニ波ノ模様ナリ、

職士鉾持一人、神人ナリ、猿田彦ノ面ヲカブリ、萌黄錦ノ袍ナリ、獅子二頭、

笛一人、神人ナリ、黄袍ニ烏帽子、

田樂法師一人、宮仕ナリ、赤地金襴ノ袍ニ金立烏帽子、

大拍子、神人一人、黄袍ニ烏帽子、

神樂男五人、神人ナリ、袍右ニ同シ、

八少女八人、橘ノ模様ノ服、チハヤチカケ、白帽子ヲカブル、

三綱僧一人、騎馬緋ノ袍ニ赤地錦ノ袈裟、ハッ藤ノ奴袴、素袍着二人、

白張四人、附久、俗ニ時僧正ト云是ナリ、

社家衆四人、騎馬四位ノ束帶、素袍一人、白張四人、都合廿人、附久、

御神馬、柄抄持、舎人一人、白張、

御神馬三疋、口附二人、々々、白張都合六人、沓持一人、添人一人、都合九人、

御廐別當一人、布衣、麻上下侍一人、白張二人、附久、

御鉄炮五十挺、廿五人ツ二行、猩々緋袋入、漆火繩付、帶刀ハツ股引、御弓五十挺、右同断、黒塗鞆付、

御鎗五十本、花田色ハツヒ白子持筋股引、鎧武者百人、紅系緘大袖佩立、金色兜、

童子十二人、花瓔珞十二支ヲ付テカブリ、精好ノ赤袍、葵金紋付、末社神掛面五十人、猩々緋角頭巾、同袖ナシ羽織、各兵杖ヲ持ツ、

御翳ウサ四本、神人四人、軍配團扇、大ナル物ナリ、赤キウス物、ニテ張、御紋ヲ付タリ、御太刀負、社家一人、騎馬四位、束帶一、臈コレヲツトム、御太刀、赤地ノ

大和錦袋入、素袍一人、白張四人付ク、御旗負、社家一人、右同断、二臈コレヲツトム、供人同断、

齋御鉾三本、御紋附吹流付、警言固上、同シ、祭御鉾八本、白張五人ツ都合四十人、

御太鼓、白張三人、御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、猿面著、小童二十人、

本猿引四人、黒劔烏帽子、猩々緋袖ナシ羽織、宮仕九人、

神人六十人、東遊舞樂人八人、騎馬素袍一人、白張四人ツ都合四十人付ク、

伶人十三人、白張一人ツ都合十三人付ク、御鷹トビ匠十人、烏帽子狩衣、造鷹トビヲ手ニスエタリ、

御金幣持神一人、

御祭祀奉行二人、二行、赤色衣冠、宿坊ノ院代一人、付久、是ハ素

絹輪袈裟ナリ、

日光奉行支配組頭二人、二行、素袍侍烏帽子、下知僧二人付久、

同吟味役、其外諸役人、熨斗目麻上下着用ニテ供奉ス、

庶沼今宮社家三人、木幡明神社家一人、烏帽子狩衣二行、

素袍着五十人、橘ノ紋ナリ二行、

麻上下着五十人、豊字紋ナリ二行、

東照宮御神輿、葵御紋附、白張着百人ニテ昇奉ル、

熨斗目麻上下、五人ツ、二行、

御太鼓、白張三人、

御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、

御金幣持神一人、

素袍着廿人、二行、

山王御神輿、巴紋附、白張五十人ニテカク、

熨斗目麻上下廿人、二行、

御太鼓、白張三人、

御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、

御金幣持神一人、

素袍着廿人、二行、

摩陀羅神御神輿若荷紋附、白張五十人ニテカク、
熨斗目麻上下廿人ニ行、

大千度行者廿人、

日光山伏三十人僧形、

里山伏廿人有髮、

御神輿 御旅所ニ渡御ノ節、伶人御安坐樂トテ振頭ヲ奏ス、
夫ヨリ三本立ノ御膳ヲ奉ル、此時伶人十天樂ヲ奏ス、

御本社ト御拜殿ノ間、四間四方許ノ鋪石ノ上ニテ、東遊駿河
舞ヲ歌舞ス、舞人四人、紅紗ノ袍、下カサネ籠藤色表ノ袴、白精好ニ青
摺ノ模様、下袴緋精好、大口バイジユウ陪從三人、紫紗ノ袍、蠟虎ノ縫物シ
タル蠻繪、下籠玉虫色紫ノ奴袴サヌキ一人、拍板ハクバンヲ持テ、拍子取ハフシハ、

東遊ノ唱歌ヲウタフ一人、高麗笛ヒチリキ一人、筆策ヒチリキ又一人、赤袍ニ白精
好ノ奴袴ニテ和琴ヲ彈久、但シ兩人左右ニ立テ琴ヲ持ツ、是ハ
煤竹色ノ袍ニ蠟虎ノ縫ノ蠻繪、下籠玉虫色紫ノ奴袴ナリ、四人ノ
舞人ハ四隅ヨスミニ立テ舞ナリ、舞曲終テ御膳ヲスベス、此時伶人羅
陵王ヲ奏ス、夫ヨリ還御ニナル、御祭礼奉行ハ直ニ叟駕、夜モ
イネズ歸府スル例ナリ、

御旅所ト申モ、則チ山王の社ニテ三間ニ二間西向ナリ、前小拜殿あり、是
ハ四間ニ五間あり、其間凡四間四方許ノ鋪石ニテ東遊ハ舞ナリあり、
本社ノ北ノ方ニテ東遊御再興ノ碑ナリ、

日光山歳脩

東照宮祭禮、京師伶人來奏、東遊神樂、其後廢絶、久不奏焉、
吾

一品大王欲復其儀寶永三年秋請于
大將軍綱吉公

大將軍速允其請名伶人攝津守多又富伯耆守拍近家豊前守

拍近任木之權頭拍近業左近將監拍永貞傳其曲于日光伶人

四年四月料給三百俵以充其費自此每歲四月九月脩祭之日

必奏以為常 保孝 受

大王之命謹記其由以勒于石

寶永五年戊子四月内藤内藏權頭後五位下藤原朝臣保孝謹書

あまの日六位よびあて、彼東遊を見侍りて、

まろくおくあつちの遊ひは羽衣の袖なり、世のまろくおれ

能因法師の資業の任り時、伊豫の三島より東遊を見て、

まろくおれは天の羽衣の袖なり、まろくおれは袖なり、まろくおれは

まろくおれは天の羽衣の袖なり、まろくおれは袖なり、まろくおれは

満願大権現

日光山の新宮あり、延暦三年五月勝道上人の崇め祀る所あり、もと社

い今の本宮権現とて、新宮は仁明天皇の嘉祥年中、慈覺大師の建立あり

とて、社八棟造りて、前は拜殿あり、祭祀は毎歳三月二日とて、二月廿八日、

より新宮本宮瀧尾の三社の神輿を、彼拜殿に安置し、入町鉢石町

より練物を出し、舞狂言をとり、神輿は本宮へ渡り奉る、其日三社の本

地三佛堂の前より、延年舞と歌舞伎、一山の大家是を勤るなり、さて此

延年舞ハ慈覺大師唐土より傳來して、嘉祥年中當山の大家傳へ

給ふ摩陀羅神の神事の秘舞とて、往古ハ毎歳臘月晦日の夜より正月七日

の朝より、常行堂より、修正會と称し、奥秘の法儀を修行の節より日々

延年舞を奏し、天下泰平の法樂を備へ奉り、と云、中興開山慈覺大

僧正の時、大衆と議せられ、始て三月二日の神事にうつされ、つらつら

神輿金物
野則山火正
持室寺願主
佛藏坊能應
康永元と正月
と彫り

其昔比叡山ミコトをミコト奏せしといふ今絶ミコトをミコトされど今身延山ミコトをミコト奏し其外ミコトをミコト傳りし物ミコトを見えし又
延年舞のミコト唐土の舞の上手と聞えし李遠年ミコトより發りし名ミコトを
をミコト改し文字ミコトを改し四月十七日の御祭礼ミコト新宮の前
建立記満願寺三月會記等ミコト下ミコトの佛寺部の満願寺の条と考
あつたミコト當社別當ミコト交養院と申して一山の衆徒あり

神名帳に載る當國十一座 大一座 小十座

都賀郡三座 並小

大神社

鎮座詳もいふ今都賀郡國府の惣社明神の相殿ミコトに祀りてあり一説は
同郡太平山ミコト鎮ミコトありといふ大神社ミコトと云其下の太平權現ミコト

条ミコト乃大名持命ミコトの和魂大物主神ミコトあり三輪神社ミコト皆是ミコト同ミコト本居
宣長の古事記傳ミコトの刺國大神ミコトの細注ミコト大和國ミコト太ミコトと云地名ミコトわれ
大ミコトの神ミコト尾張國中島郡大神神社ミコト臨時祭の式ミコト大或作多
他の大神神社ミコト大三輪神社ミコト大神社ミコト大神社ミコト大神社ミコト
社ミコト古語拾遺ミコト大已貴古語於保那武智神ミコト姓氏錄ミコト大奈牟
智神ミコト文德實錄ミコト大奈牟智ミコト三代實錄ミコト大名持ミコト延喜式ミコト大名持ミコト於保
奈牟智ミコト万葉集卷三ミコト大汝ミコト卷十八ミコト於保奈牟知ミコト彼古事
記の大穴牟遲ミコトの穴字ミコトナミコト訓ミコト例ミコトアミコト唱ミコト古ミコト跡見
俗ミコト岡ミコトトミコトの岡ミコト然ミコト大穴牟遲ミコトの穴ミコト坎ミコト同意ミコト北方ミコト
り北方ミコト玄武ミコト黒ミコトと同義ミコト大穴牟遲ミコト彼大黒天ミコト同躰ミコト
五行ミコト引ミコト附會ミコトの説ミコト論ミコト尊ミコト吾大皇國ミコトの大

神と他の國の佛よびし、云々云々、佛經云大黒天、彼國より莫訶歌羅と云もの、天神福不可量と翻譯し、皇國の神よびし、和爾雅より、南海寄歸傳を引、大黒神号曰莫訶歌羅、義楚六帖曰大黒神梵天眷属在食厨、案天竺寺僧食厨所祭神也、以為倭神者無稽之言也、記し、

大前神社

カホサキノ

都賀郡大崎村より、藤岡駅の西北より、十餘町許あり、上野武藏下総の境に近し、別當勝光院真言宗あり、大前神社、當國に二坐あり、一坐、芳賀郡より、祭神、大名持命あり、近江國高島郡、越後國魚沼郡寺よりあり、當社、村より、の畑中の森より、南向くと、則ち大前大明神と唱えられ、祭礼、毎歳八月廿九日あり、

村檜神社

ムラヒノ

鎮坐詳し、今都賀郡小野寺村あり、八幡宮を、村檜神社ありと唱ふ、宮司寺内式部と云、相殿、熊野權現山王權現を祀りてあり、社、南向より、小高き山の半腹より、八幡の祭礼、八月十五日、熊野、九月廿九日、山王、四月中、申日あり、八幡、熊野、山王、皇國の神あり、神名帳に入らざりし、當社、鎮守府將軍藤原秀郷朝臣、佐野唐澤山、居城を構へ、時、當地、鬼門あり、一里許あり、城中鎮護の、建立する所ありと云、宮司、家記より、承平二年、秀郷朝臣再建と記して、其後佐野家代々修覆を加ふ、棟札等あり、文治年中、當所の住人小野寺太郎藤原通綱再建の棟札あり、古より鎮あり、いふ、村檜神社と、證據あり、考ふる、或人云、村檜神社、同郡鹿沼駅の邊あり、村井村あり、女躰權現あり、むらひの下の村井女躰權現の条あり、

河内郡一座大

下野國誌三

二荒山神社 名神

河内郡宇都宮駅より上の名所部より出づり、圭田千五百石餘、内百石神主中里市正八十石、社家中里兵庫、四石同中里主水六十石、同飯田祝部三十石、同飯田白祝三十石、同古島内藏廿五石、供僧本宮寺廿五石、同神樂寺、同天台宗あり、十五石、同大日院、不動院、淨心院、金照院、是ら其真言宗あり、其外神人十八人、神子六人、樂人六人、神樂男四人、大工棟梁、雑仕、檜物師、土器師、田樂、時守、小役人等、夫々配當、諸國圭齊録、千五百石餘、河内郡宇都宮大明神領、中里神大夫飯田祝部、同中里氏、宇都宮朝綱の一族あり、系譜あり、祭神、大日本一宮記、大己貴命、男事代主神と記し、神名帳頭注あり、同く之を然りとす、是れも一宮と信られぬ、のれり一宮と唱ふるも、古くハ聞え、東鑑文治九年の条、近國一宮云々、其以前ハ所見あり、和漢三才圖會、一は柿本人麻呂、靈と記し、是ハ當社の寶庫、古き人麻呂の画像あれ、其をてて神躰ありと思ひ違ひ、非事なり、此や、鎮め祀り、上の巻、上毛野君、下毛野君等の始祖豊城入彦命あり、其考証ハ、きよ云々、

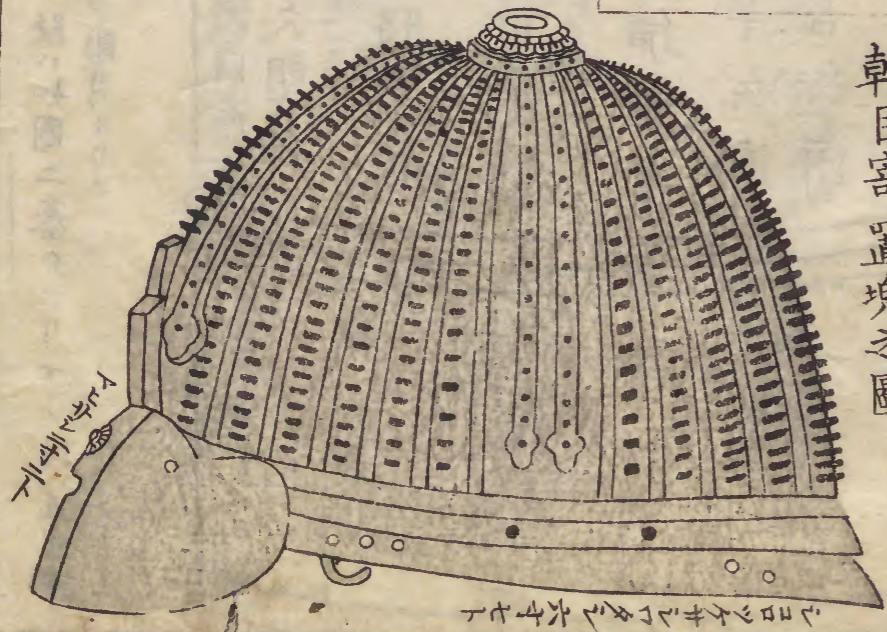
柿本朝臣人麻呂之畫像

傳云粟田少將藤原兼房朝臣所見夢之圖也朝臣者宇都宮初祖宗圓坐主之父也



ハマンガヨリ
シヨロツケマテ
高三寸ハト

鎮守府將軍藤原秀郷
朝臣寄置堯之圖

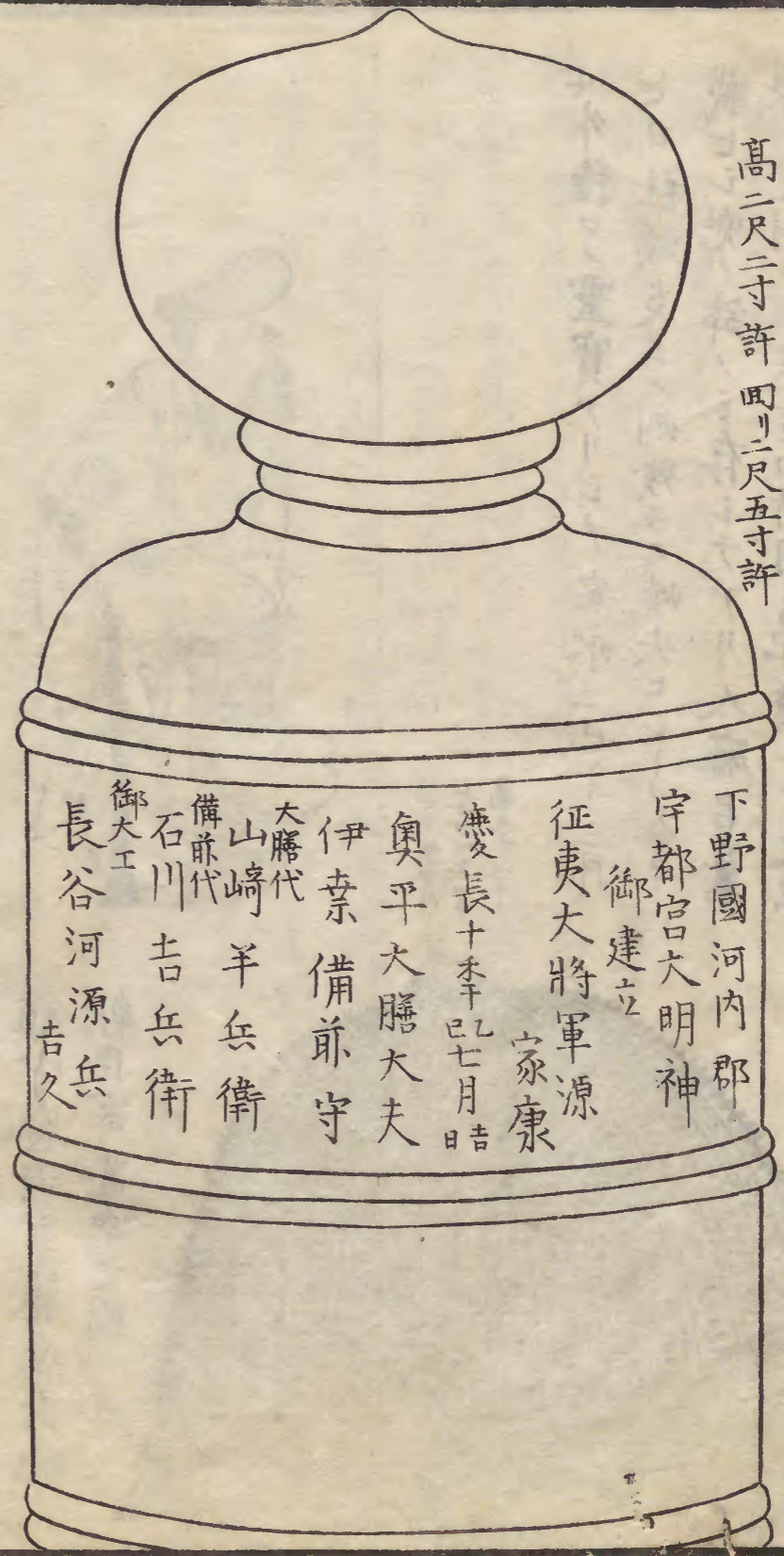


此外種々ノ靈寶アリシヲ安永二己年三月七日社頭炎上ノ刺殘ラズ焼失ヒシトゾ今ヨニ載ヒシ堯ノ鉢ノミ存シテアリ人麻呂ノ畫像ハ足利戸田侯ノ臣田崎明義ガ摸シテ收藏セシヲ縮圖セル也

正殿高欄擬寶珠之圖

高二尺二寸許 四尺五寸許

但シ唐銅減金ナリ上ノ段ハ如圖ニ基タテリ下ノ段ハ五寸許
短シ四基トモニ左ノ如ク彫付タリ



續日本後紀小。承和三年十二月奉授下野國從

五位上勳四等二荒神社正五位下

同八年四月奉授下野國正五位下勳四等二荒

神正五位上

同十五年八月廿八日授下野國正五位上勳四

等二荒神從四位下

文德實錄小。天安元年十一月在下野國從三位

勳四等二荒神充封戶一烟

三代實錄。貞觀元年正月廿七日甲申京畿七

道諸社進階及新叙惣二百六十七社奉授

下野國後三位勳四等二荒神正三位

同二年九月十九日丙寅詔下野國正三位勳

四等二荒神社始置神主

同七年十二月廿一日戊辰授下野國正三位勳

四等二荒神從二位

同十一年二月廿八日丙辰進下野國從二位勳

四等二荒神階加正二位

承和三年後五位上より其以前後五位下に進む事あり、
後四位下より後三位に進む事あり、黒河春村
云、文德實錄類聚三代格、帝王編年記等、嘉祥四年正月天下諸神増一
階のこゝに於て此時後三位に進む給ふ事あり、
常の位階のやうに勳位より一等より十二等より勳功より賜ふ位
あり、

宇都宮大明神代々奇瑞記。卷末文明十六年甲辰
九月廿一日記

朱雀院御宇。于時承平年中。平將門追討之時。於

當社有征伐祈精勅使田原藤太藤原秀郷仰于

社司社僧等一七箇日致調伏之祈念之所秀郷

乍給神劍之由蒙靈夢之告夢覺即件劍在掌秀
鄉成奇異之思合渴仰之掌即催士卒官軍速令
發向將門館云依王事靡盬神力振威凶徒即時
令滅亡畢秀鄉以件之劍自刎將門首畢其後彼
靈劍飛歸有社壇云同御宇天慶年中將門追罰
之後正一位勳一等位記一鳥居額等是也

額文云正一位勳一等日光山大明神云中略

凡當社之根元者稱德天皇神護景雲元年顯

現日光山其後仁明天皇御宇承和五年戊午

温左郎麻呂奉懷大明神奉移河内郡小寺峰号

補陀洛大明神矣於社壇之南面有道路長行人

征馬致無禮有秋毫之誤則神忽成嗔或落馬損

身或受病或遇友有種々災難仍往反之貴賤輒

難通之間則塞宮南之路奉移山北叢祠云今社

壇是也當國第一宮也下略

此記甚誤字多一下一舊一の一記一を一總一て一引一書一ハ一皆一然一リ一黒河春村云
日本紀略一大倭社註進狀一寛平九年十二月天下諸神増階一の一こと一ハ一

其時當社も從一位に進み給へり、此記も天慶年中、正二位
書さ、慥あら、本朝世記も天慶五年四月京中并山城國諸神増階の
この、諸國ふら、柱史抄も、天曆六年諸神増階のこの、
この、其時から、守弘云此記も承和五年日光山より移り
ふら、倭事あり、續日本後紀も承和三年二荒神社も從五位上と稱す
とわ、承和五年に移り、此所も鎮す、承和五年に移り、此所も鎮す、
承和五年に移り、此所も鎮す、承和五年に移り、此所も鎮す、
階のこの、日光權現のこの、云人も、日光權現の既し
弘仁元年正二位勳一等に進り、日光山三月會記も記し、承
和三年ら、廿七年以前も、正二位進り、權現も、此時從五位上の加階のこの
ふら、然、二荒神社と、日光權現も、別神も、二荒神
社、上古より、此所も鎮す、明らる、二荒の大神八皇
第十代崇神天皇の皇子、豐城入彦命を祝ひ奉り、所より、神躰ハ
乃ち、其御遺骸を、承和五年に、日光山より移り、社あり、
延喜式を撰定せし時も、七十年許以前の社も、新らる、社あり、
神名帳も、加入せし、謂、彼延喜式も、其時始て撰定せし、の、次あり、

上代の規矩も、更も、あらる、此、當國も、伊門神加、嶺山
神、綾津比神も、三代實録も、加階のこの、神名帳も、加入せし、
按ず、神名帳も、載せし、神々も、上代より、鎮り、尊く、正ま
を、撰、然、奇瑞記の記者の如き、皇國の正史も、
考合せし、同神あり、思ひ、混、勝道上人の佛法守護のこの、崇め、祀る、補陀洛山草創記、中禪寺
私記、千部會緣起、三月會記等も、滿願權現も、何の命も、尙
の神も、日光山權現祭神大已貴命、本地千手觀世音と記し、後人の此、
日光山權現祭神大已貴命、本地千手觀世音と記し、後人の此、
下れば論す、

日本書紀も、崇神天皇、四十八年四月戊申丙寅
立活目尊を、皇太子に、豐城命令治東是上毛野、

君下毛野君之始祖也オヤナリ云景行天皇五十五年春

二月以彦狭島王拜東山道十五國都督是豊城モテヒコサシマノミコマケエラヒムカシヤアミチトチマリイツクニノカニニ

命之孫也然到春日穴咋邑卧病而薨之是時東ミマコナリカクテイナリカス一カノアナクヒムラニヤミテ

國百姓悲其王不至竊盜王尸葬於上野國五十クニヲタミドモカシテ

六年秋八月詔御諸別王曰汝父彦狭島王不得シテヒムカシノクテコトモテ

向任所而早薨故汝專領東國是以御諸別王承マケノトコニ

天皇命且欲成父業則行治之早得善政時蝦夷オホミコトノリヲマタオホムホモテチノイテチマカリユキテチサメテヨクマツリゴチキ

騷動即舉兵而擊焉サワギシカバノイクサオユシテトリキ是以東方無事焉由之其タヒニギヌ

子孫於今在東國スエロイマニ云

彦狭島王ハ八綱田命の子ヨリ豊城命の孫ぢぢ一姓氏録ハ綱田命ハ

豊城命男トシテ日本書紀の垂仁卷ハ上毛野君遠祖ハ綱田トシテ

ヤリ關岡野洲良云ニ荒ハ二現ヨリ豊城命ト彦狭島王トを祝ヒ

現宮の義多シ俗小慈眼太郎大明神ト唱フニ現の字音多シト云

蘭原の邊ハ春日庄穴口村ト云所あり是ハ信濃國ト云今

本居宣長の古事記傳ハ下野國河内郡ニ荒山神社ハ此豊城入

彦命を祭ると云り然ハ記

卜幽軒宇都宮誌

卜幽軒ハ人見氏ノ本姓ハ小野アリ名ハ壹字ハ道生卜幽軒ヲ林塘庵ト号シ始管得菴

學ニ後羅山先生ノ後正學ノ旨ヲ問フ業成テ水戸威公ノ侍講トシテ七十二歳ニ没ス云リ

行盡下毛野投宿宇都中驟雨洗秋暑鳴蟬送晚
風河內有神祠示現太郎宮贈以正一位躰與日
光同我浴著明衣拜頰而奉崇太祝有緣起諳得
語始終聞之真傳神畫工妙尤工讀之頗能文筆
藤氏戲鴻事書有宇某繪寫美兒童不知誰家孫
荅者悉虛空先所謂太郎即是此童蒙我按之舊

記崇神達四聰遣皇子豊城勅節察關東東州從
皇風入彦第一功上下毛野祖閑基最是洪然則
此瑞籬宜入彦所彫彼宗圓曾祖關白道長公一
且為座主憤然悟幻躬後住宇都宮其子孫如螽
中興有公綱性素勇且忠合謀北條家闔國稱英
雄軍法無雙楠避鋒不相攻自後武名高人畏如
羆熊其臣有紀清兩黨是爪牙聞說近代臣爭權
棄幼冲千載相傳家一朝亡如夢旅邸夜寂寥對

月語家僮

是も豊城入彦命と云ふ所なりと云然も識者の考ふ所皆
并合せり一説は豊城命東國下向の刻三諸山の大神を移し奉る所なり
と云り然るも二現は、大物主神と豊城命と相殿に祀れるもの、是も
由緒ありしと云ふ

祭祀は、毎歳九月十日流鏝馬あり、同十日神輿を渡り、町々より練物あり、
舞狂言等を出して賑々し、祭式は正月元日真鴨三番小鴨廿羽雉子廿羽
熨斗鮑世祀餅九結、其外塩鮭串鮑神酒等を供り、神主社家神人樂人
群参りて祝詞をよみ、樂を奏し、供僧は廻廊に並居て讀経をよみ、二月
朔日は是も同し、三月十五日兒の舞あり、供僧等是も執行し、所謂兒延年と
云ふの如く、諸社ふあるを、當所より花會と称するあり、七月下の子午
の日より九月上の子午の日まで、魚鳥其外百味の供物をよみ、祝部等格
番小物忌りて祀る是は、大頭より八月下の子午の日より、十月十五日
同く物忌りて供物をあげ、紅白の神御衣を奉る、是は小頭といふ、是は
往古猪鹿の頭を切て供物として祀り、故ふ頭と云なり、正月二十二月

二日兩度の神事、足屋と唱て、國中の男女家業停止して慎み祭る、最参詣の群集あり、沙石集は信州の諏方、下野の宇都宮符をひ、
して、鹿鳥を記し、宇都宮奇瑞記、當國那須庄内五箇郷
肥前々司知行被充置生贄狩料所、其外以森田向田両郷被置日御供料所
云と記し、羅山文集も、二荒宇都宮神不異而二荒不供鳥魚、宇都宮供
鳥與鹿と記し、二荒とわら、日光のこともあり、さて羅山先生、神不異と
記し、別神あるを、上上擧げ、然るは世俗年久しと思ひ、
いづこの淺き、斯るに、

東鑑小元曆元年五月廿四日辛亥左衛門尉朝

綱云、潜遁出都參上募其功、宇都宮社務職無相

違之上重被加新恩云

朝綱のこゝ、下の古城部ふ委記、宇都宮系譜、朝綱の父宗
綱、備後權守座主三郎法名圓寂、日光山別當、宇都宮社務職とあり、

これ其頃ハ宇都宮家代々社務職を兼つることあり

同文治五年七月十九日丁丑巳尅二品為征伐、
奥州恭衡發向給廿五日癸未二品著御下野國、
古多橋驛先御奉幣宇都宮有御立願今度無為、
令征伐者生虜一人可奉于神職、則令奉御上、
箭給其後入御御宿

十月十九日乙巳二品於下野國令奉幣宇都宮、
社壇給蓋是非巡道御參詣偏為御報賽也則奉

寄一莊園剩以樋爪太郎俊衡法師之一族為當
社職賞云

二品と云ハ右大将頼朝卿のこゝろあり、二位もれは然も一
二品ハ親王の位階より官位令義解ハ親王稱品別諸王あり、
中頃よりの俗習より、一品二品と云ハ、
恭衡ハ陸奥國の押領使鎮守府將軍藤原秀衡の嫡男あり、
古多橋駅ハ宇都宮城下より今の小田町のこゝろあり、大系圖の宇都宮の条、
小田橋と書ハ、今ハ押切橋と唱ハ、橋長ハ十五間許あり、田川と云ハ、
掛ハ橋より、其水上ハ日光山より出テ、末ハね川に入リ、此橋ハ
四五町許川上、上川原橋と云ハ、其傍ハ樋爪五郎季衡の石塔
あり、大系圖ハ季衡ハ俊衡法師の舎弟あり、武家評林ハ俊衡
の末子ハ忠衡あり、宇都宮社職と記ハ、考之ハ一莊園
を寄奉るハ那須郡五箇郷并森田郷向田郷等なり、

義経記卷二下源頼朝謀及の事奥州に聞えられ九郎義経
軍兵を率し云くはらう安達が原行方原をうち通り
川をうち過てさげ橋の宿まつて馬代やまをめてもわ川を渡
り宇都宮大明神をみやをふん室のやまをみやに見て武
藏國足立郡冰川の郷に著給ふ云く

熱借安達原行方原陸奥國の地名ありさう川ハ狐川とて今の喜連
川なり上の名所の冬もも擧よりさげ橋ハ下橋村とて宇都宮より四里
餘り東北の方より阿久津川岸の西北なり其所に養膳寺と云真言
宗の古寺ありて其寺に止宿せしと云傳あり

新和歌集卷五下冷泉中納言為氏卿撰

權律師謙忠

宇都宮より奉りたる

東路や女かくのちをいそいでけしむいふの言とてまけ

宇都宮に下り侍りたる當社三所大明神に旅人をちられ給ふとて寶殿の
柱に書つたる
藤原仲兼

旅人のちやまをいそいでけしむいふの言とてまけ

右の撰者為氏卿の母君ハ宇都宮頼綱入道蓮生の息女あれ其縁に
依て當所より頼綱の館にたいて撰給ひありゆをば宇都宮家ハ
一族郎従の歌に多く彼集ふ載あり

回國雜記下下宇都宮慈心院とて聖道所ハ花あき侍
り人々をい侍りたる社参のついでに門外を見やり侍りたる
い尋常なるもかきいそいで侍り見をのたれ見えけしむは
ゆりく覺えたるをいそいで侍りたる

三下りたるは木のもたにらよつたるのちを
此あきの人百韻興行して社頭奉納とて宿願ありて

發つと乞侍りなれ

ちりぬりいありやふのま木りり

田國雜記の聖護院道興准後の紀行より、文明十八年とあり、
慈心院と云ハ社僧の惣行事あり、明神山の東、小田町あり、
年十月故ありて廢しあり、慶長二年

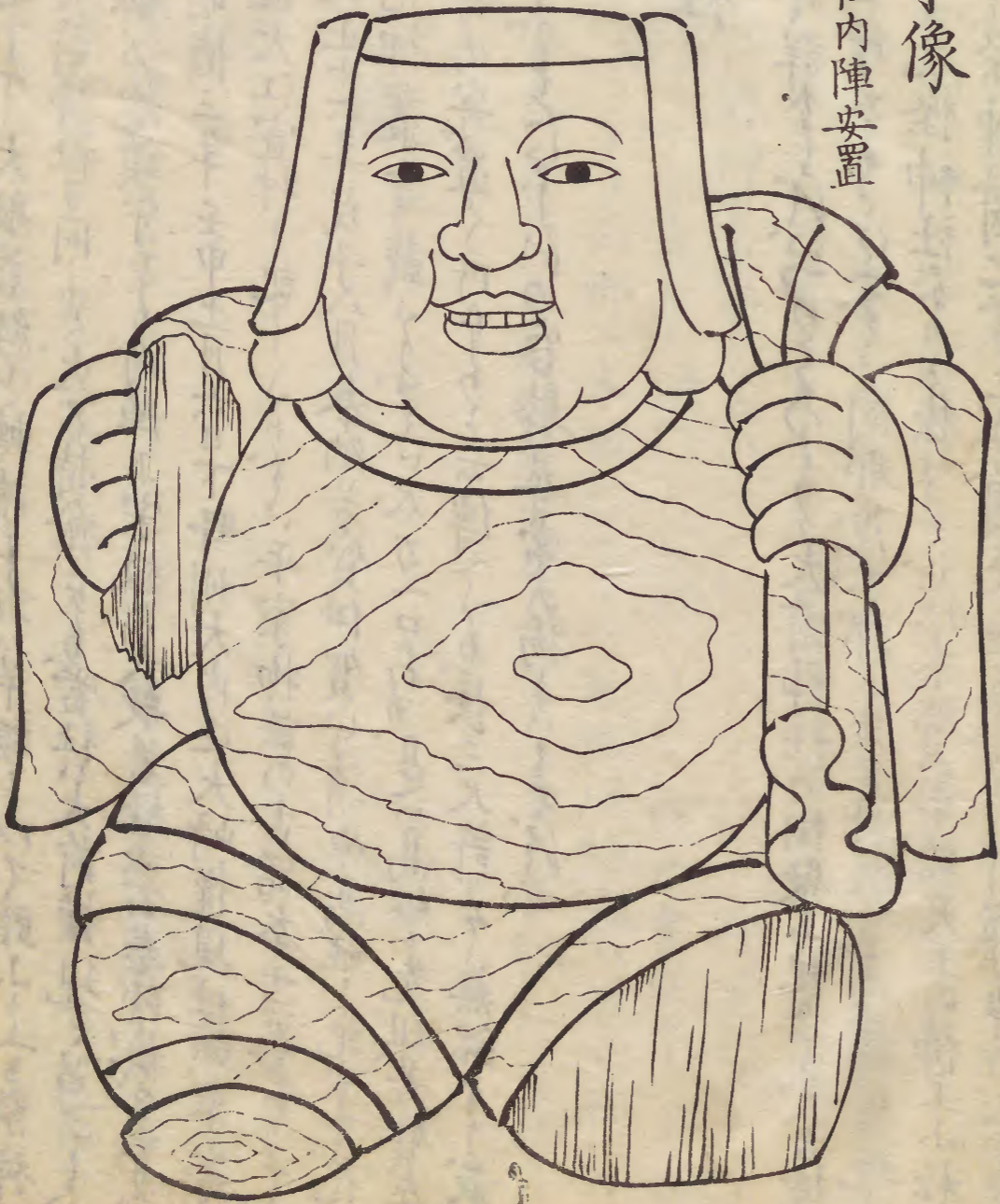
芳賀郡二座 並小

オホサキ、
大前神社

芳賀郡東郷大前と云所あり、真岡町の東の方より八町許あり、
八石別當神宮寺、神主風野筑前守配當は、神宮寺ハ天台宗より、
真岡般若寺の末寺あり、般若寺ハ則、大別當より、別當神主の冠より、
大前山般若寺と号し、最寺領ハ別、小田より、社領ハ、
祭礼ハ、毎歲九月十九日廿日より、頭と唱ふ古ハ猪鹿の頭を供して、
祀り、中頃より

大黒天木像

大前神社内陣安置



般若寺進退して、大般若經を轉讀し、ハハイモ羊頭と以て頭ふる祭神
乃都賀郡大前神社と同じく、大名持命なり、當社大前權現と唱へて、
大内庄三十三郷の惣鎮守なり、内陣小宋板の大般若經六百卷チヤ淨藏あり、
卷毎の末に、明德三年壬申十月六日下野州大内庄大崎權現社頭奉寄
置願主隼人佐大江宣村と記し、ハハイモ平家物語の古寫本十三卷ありて、
卷毎の末に天正十六年戊子八月奉納芳賀伊賀守清原高継と記して、花
押あり、是ハ花押叢をも載り、ハハイモ太刀一口あり、是ハ高継の先祖、芳賀左
兵衛入道禪可の寄置く所なりと云傳へり、長三尺許り、無銘あり、最
燒刃ハハイモと云ふ、ハハイモの容躰尋常の物と云へり、

荒檜神社
アラカシ

鎮座祭神、詳がらば、いつのころより大前神社の相殿に祀りて、大名持
命、男事代主命を祀り、ハハイモ同郡茂木郷小井戸村なる高藤權現と
いつて、近來荒檜神社ありと稱して、茂木郷の牛頭天王の神王小松
某魚帶、祭神ハ國之常立尊、國挾槌尊、豐斟、寧尊の三柱あり

と云ふ、其證を、ハハイモ阿良加志神社、阿良加志比古神社、能登
國よりあり、ハハイモ神名帳ハ國之常立神を祀り、社ハハハイモ九
此神社に祀り給ふこと、ハハイモ古書ハハハイモ本居宣長ハハハイモ伊勢
の外宮ハ國之常立と云説ハ非なり、是ハ豐受神なりと古事記傳より記
され、ハハイモ大前神主忠寛ガ云、小井戸村ハハハイモ社ハ三代實録ハハハイモ
伊門神ハハハイモ井戸と伊門ハ假字ハハハイモ後世書誤リ、ハハイモ志
ハハイモ同郡八木岡村ハハハイモ今荒檜明神と唱ふる小祠あり、
されど是ハ康永二年八木岡伊織守都宮成つとも、舊記ハ論

那須郡三座 並小

健武山神社
ケンブヤマ

那須郡武部村ハあり、ハハイモ當所ハ和名抄ハ那須郡武茂郷とあり、ハハイモ
則タケブと呼び來り、ハハイモ然るに此近郷を武茂庄と字音ハ唱ふるあり、
神主芳賀右兵衛と云、祭神須佐之男命ありといふ、

續日本後紀小。承和二年下野國武茂神奉授從

五位下。此神坐採沙金之山。

沙金と掘一跡今よりあり、其邊は金洗濯と云所あり、此所
小鎮め祀り、日本武命あり、其ゆゑハ、

日本書紀小。日本武尊化白鳥云。因欲録功名即

定武部也云。

出雲風土記小。出雲郡健部郷所以号健部者纏

向檜代宮御宇天皇勅不忘朕御子倭健命之御

名健部定給尔時神門臣古祢健部定給即健部

臣等自古至今猶居此處故云健部云。

此神門臣古祢ハ建部小定められたる中の一なり、建部ハ此一人ハ限りて
ちハ、建部と云ハ、即倭武命の御名を取らるなり、和名抄ハ、伊勢國
安濃郡建部、美濃國多藝郡建部、同國石津郡建部、出雲國出雲郡
建部、美作國真嶋郡建部、備前國津高郡建部、神名帳ハ、近江國栗太
郡建部神社あり、姓氏録ハ、建部公、日本武尊之後也とあり、一宮
記の注ハ、近江國建部神社、大己貴命と記し、これハ、もとより杜撰
なり、ものも取らるなり、

温泉神社

那須郡湯本村あり、神主室井近江と云、祭神乃チ大名持命、
少彦名命の二柱あり、伊豫國温泉郡湯神社、一宮記の注ハ、同ハ、
此外諸國ハ、あまのつひとて、ご、同神なり、と云、當社神領二十石、
領主黒羽侯より寄附あり、

温泉神社什寶

九旆大鹿角

心越禪師之詩

曩時糜鹿沐斯湯
故雨明神
姓字揚巨奈頓遭
獵人手今存
兩角廟中藏



曾我記第三之卷末那須ノ御狩ノ条ニ建久四年四月二日右大将頼朝卿那須野ヲ狩ラセテ上覽アリケルニ拔羣ノ大鹿一頭出ケルヲ下河邊六郎行秀ニ仰テ射サセケルニ射ッレケレバ小山左衛門尉朝政追カケテ射トメリニトアリセバ此大鹿角ハソレナルベシヨク考フベシ

那須餘一資隆寄置鐫矢一隻



是ハ神通鐫矢ト唱フルモノナリ
此外征矢五棄マタ雁股矢アリ共ニ
資隆ノ寄置ノ所ナリト云傳ヘタリ

三代實錄小。貞觀五年十月七日丙寅授下野國
從五位上勳五等温泉神從四位下

同十一年二月廿八日丙辰授下野國從四位下
勳五等温泉神從四位上

平家物語小。那須与一扇の
的ヲ射ル条ニ南無正八幡大菩薩。別テハ我國ノ

神明。日光權現。宇都宮那須ノ温泉大明神。願ハクハアノ扇ノ真
中。射サセテタバセ給ヘト。心中ニ祈念シテ云々

此内陣ノ那須宗隆ノ寄置一鎗矢一隻あり其筥ノ銘あり

風聞仁性朗然則崇欽画親踈芳藝秀逸則稱譽

徹古今抑斯一隻箭者源朝臣賴朝征夷將軍蒙
勅命追罰平逆徒宗盛之刻於讚州八島海岸平
家黨率之船上舉紅扇一柄示之源氏猛將欲射
之尋軍中之精兵固吾先祖資隆忝擇其器量祈
嘉運於尊神盡勳力於貴命忽發一弓之勢用既
呈由基之靈德雙陣之羣侶普為感嘆絕倫之功
名廣滿國家謂厥曆辰者元曆元年甲辰二月十
八日也自尔以降納此箭于當社之寶殿永備累

代之龜鏡而今其櫃漸覃敗壞辱臣某再營飾之
以奉謝神德者也伏願官祿倍增分達家門繁榮
之望武運長久分受攘災安寧之樂重乞四海靜
謐佛法王法共紹隆都鄙豐和文道武道齊興盛
矣仍志趣如件

慶長十二曆丁未季夏中旬之天

後裔那須修理大夫藤原資晴敬白實秀註誌焉

那須家のことと一資隆以来資晴の時ふ至るまで所々合戦の次第、
下の古城部よ委しく記しあり

三和神社

那須郡三輪村あり和名抄より那須郡三和郷あり祭神乃大物主
神なり別當明寶寺當山の修験より小森氏あり

續日本後紀小承和五年九月辛酉下野國那須
郡三和神預之官社

三代實錄小元慶四年八月廿九日庚戌授下野
國從五位下三和神正五位上

仁和元年二月十日丙申授下野國正五位上三
和神從四位下

日本書紀云、對曰、吾欲住於日本國之三諸山故、即營宮彼處、使就而居此大三輪之神也。とあり、神名帳云、大神社の次、日向神社、此社三輪山の巔にありて、今高宮と稱し、日向山、御諸山の古名なり、倭之青垣山、上よりいふ、つらつらとのり、つらつらといふ、是なり、大國主神の和魂なり、其を上代國々つらつら奉りて、三和神社と、大神社と、稱しあり、

寒川郡二座 並小

阿房神社

都賀郡粟宮村にあり、もと此邊に寒川郡あり、と、小山朝政の時、至て小山庄と唱へ、故に都賀郡を改め、その所なり、當所より南の方三里許、小野木、駅ありて、是を和名抄に、寒川郡努宜郷とあり、所をいふ、同く、今、都賀郡に屬し、つらつら、當社、奥道中の西北方一町許にありて、南向きなり、向拜柱に二ツ巴の紋附り、是は、そのつらつら小山家より再建せし名残りなり、神主小野寺伊勢と云、除地八反歩ありて、位田と唱ふ、位田は勲位なり、

社云、つらつら、つらつら、つらつら、此社に唱へ來り、心得り、祭神乃、太玉命、と、祭礼に、毎歲九月九日、十月、巳、日、亥、日、なり、日本書紀に、忌部遠祖太玉命、忌部首遠祖太玉命とあり、古語拾遺に、高皇產靈神、男天忍日命、弟天太玉命、齋部宿稱祖也、とあり、書紀に、誰の子と、いふ、古語拾遺に、阿波忌部所居、便名安房郡、今安房國是也、天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社、とあり、天富命、太玉命の孫と、同書に、是は、神名帳に、安房國安房坐神社、名神大月次新嘗とあり、是なり、大和國高市郡太玉命神社、四坐並大月次新嘗とあり、今忌部村といふ、古事記傳に、安房國安房坐神社、今洲崎大明神なり、と記し、然るに、安房坐神社、別より、洲崎大明神と云、太玉命、なり、とあり、

胸形神社

寒川郡寒川村にあり、寒川の流、東岸より、東向なり、別當醫王寺、真言宗なり、祭神乃、多紀理毘賣命、亦名、奧津嶋比賣命、又、市寸嶋

總社六所大明神

三

都賀郡國府ふあり、社ある所を惣社村と云なり、一書ふ惣社、景行天皇四十二年國々の府中に六所明神を祀り、上野國の惣社ハ磐列根列神、男磐筒男命、外の總て六柱を祀り、武藏國の惣社ハ大國魂命、是ハ相殿五柱を祀り、縁起ふさなり、常陸國の惣社ハ是ハ等、一ハ府中惣社ハ、神名帳ハ載ら然るを祝部神主等、あゝ思ふに、神名帳の中多、なみの神社、これの神社、いづれを引つて、其の唱ふ、あゝぬ事なり、今亦あ、當社祭神ハ木花開耶媛命、相殿ハ天照大御神、天忍穗耳尊、日子番能雨々藝尊、日子穗々手見尊、大山祇命あり、社領二十石、除地、内十五石、大宮司國保齋宮十石、神主野中出雲五石、祝部大橋大和、配當も其外社僧神宮寺、社家六人あり、是ハ配當なり、當所ハ室ハ嶋、上の名所部ハ委しく記し、されハ室明神、唱ふなり、祭礼ハ毎歲八月朔日、内陣ハ藏め、口ハ銚を形代として、旅所ハ出、九月八日の夜、内陣ハ納じ、銚の形ハ十文字鎗に似て、長二尺許あり、

翌九日廣前、制魚を焼て、此日國府村、田村の兩村より判官と唱ふ者十二人、年番ハ出、神事をし、制魚を焼くことハ、名所部ハ舉り考合し、

野木大明神

都賀郡野木駅より、往還筋の西の傍より、當所ハ寒川郡、小山朝政が領、時より、小山庄と唱ふに、都賀郡ハ屬し、圭田十五石、別當滿願寺、真言宗なり、神主、海老沼市正、祭神ハ宇治稚郎子命、駅長熊倉氏の所藏の縁起ハ野木大明神ハ、八皇弟十六代應神天皇の皇子菟道稚郎子命を齋ひ祀り、所あり、往古下毛野國造故有、彼御遺骨を守り奉り、此土淺井牧、來り、川有、船、時に川嶋某と云者、筏に乗せて渡り、今野渡村の筏場と云ハ、是なり、則、其所ハ藏め、祀り、宮居を建、其後延暦年中、坂上田村麻呂東夷征伐の刻、靈夢の告有、身隱、森、移、給、守、私、按、國造とあり、奈良別、國造本紀下、

毛野國造難波高津朝云、豐城命四世孫奈良別初賜國造云、云、則高津朝ハ八皇弟十七代仁徳天皇の御時をんばあり、云、能倉氏ハ小山の旗下能倉十郎景宗云、後孫云、その云、當社の社務職あり、云、彼縁起の卷末云、記云、祭礼ハ毎歳十月下の子午の日云、十月上の子午の日云、七日の間寒川郡の内七郷を云、神輿川原田村云、之云、至云、日云、て賑云、近國云、群集云、

東鑑小文治二年九月廿日癸酉下野國寒川郡内以田地十五町被付日光山三昧田當郡去年雖被寄進野木宮於件十五町者可被切改國領云、

建仁三年十月十四日巳酉云、野木宮以下諸社被奉神馬、是世上無為御報賽云、

上の件を考云、寒川郡云、野木宮の神領あり云、今、郡中云、産子云、

東鑑小、小山朝政本宅を出て、野木宮より出陣を常陸の信田先生義廣と、足利又太郎忠綱と合躰し鎌倉を云、此所云、來る時小朝政計議を廻ら云、手勢を登々呂木澤地獄谷等の林に梢云、昇云、時の聲を造ら云、義廣周章して敗走云、六代勝事記小、爰云、源氏三郎先生の野心を云、佐の舎弟云、冠者八田の四郎武者云、後守云、小山の四郎云、等云、下野國能毛の宮云、原云、征戰云、む云、春天暴風東南より云、や云、の云、灰塵云、吹云、雲霞段の云、西北より起る人馬眼路を云、云、能毛の宮云、則野木宮云、

太平大權現

都賀郡太平山の半腹云、別當連祥院般若教寺云、天台宗の大寺なり、傳記云、當山ハ八皇五十三代淳和天皇の勅願所云、慈覺大師の草創あり、神躰ハ三光天子云、本地虚空藏菩薩あり、中興関山贈僧正亮守と申ハ觀應二年常陸國黒子東齋山云、移轉して、彼寺の

中興開基ありて、當山三光神社の額、後小松天皇の宸翰ありて、
中興三世良海僧都の時、明德三年壬申七月、比叡山竹内御門跡、覺如法
親王の執奏あり、則ち御門跡より、添翰ふ、長沼駿河守殿と記し、是ハ
そのと、比叡川の領主長沼駿河守藤原宗恒と、まこと、人なり、下の古城部
の、長沼系圖の条、委しくあり、

和漢三才圖會、太平大權現祭神、佐野源左衛門常世靈云、常世事、
嘗不載之者、何乎、按、神名帳、都賀郡有、大神社、是乎と記し、常世
靈云、觀世大夫が所藏の謡曲本の、鉢木の注、小常世が靈、下野國
太平權現と祝ひ祭るあり、
偽作あり、論より、常世の事、下の佐野系圖の条、云、
當社の社務、青木對馬が家記、寶曆九年、神社御取調の時、太平山
舊号、大神社、祭神、天孫尊、相殿、天照太神、豊受太神と書上り、
記し置り、然らば、大神社あり、大神社あり、祭神ハ大
物主神あり、上の大神社の条、いふが如し、守弘按、勅額の面、三
光神社とあり、大神社の明證あり、浮屠者ハ、大三輪の社
も、三光神社と唱ふ、所以ハ、三輪ハ、三和と書て、三和と三光と、字音の通ふ

なり、三光神社と、止觀六之一、和光同塵、結縁之始、八相成道、以論
其終、老子ハ、和其光、同其塵、
の三光を、
け、三所を賣る様なり、
そと、則ち家の紋、
平字、
と改り、
らけ、

尾鑿金大權現

都賀郡袁佐久山の半腹、岩窟二所あり、其ハ神祠あり、一所ハ、麓
を粟野村と云、但し南面、神主齋藤壹岐と云、所ハ、麓を久賀村と云、
是ハ、東面あり、此所ハ、御師と唱ふ、
新大夫同權大夫荒井、
ハ、尾鑿山と書、久賀口、石裂山と書、
袁佐久と唱ふ、

鑿と書くたふ心得ぬと、石裂と書くはあらずなり。石列神ふも、石裂をりありと云々なり。石を素と訓むは、或人伊波の及阿と云々を、初五相通ふて於佐久と訓むなり。と云々なり。於かれ素の假字ふらなり。彼所の湯澤真龍云、是ハ三代實録より云々。加藤山神なりと云々なり。久賀村小隣に加藤村あり。三代實録より元慶元年九月十六日戊申、下野國賀藤山神、從五位下と云々なり。

鹿沼今宮大權現

都賀郡鹿沼駅より、圭田五十石、神王柿沼和泉、福田駿河、大貫出雲、別當寶藏寺、藥王寺、是ハ隔年は勤むなり。此ハ真言宗なり。當社ハ壬生筑後守綱重、大永三年同郡壬生より、當所へ移住し居城守護の事、天文三年日光三社を勸請し、云々壬生氏のこと、下の古城部一委一記一なり。

村井女躰權現

都賀郡村井邑あり、是ハ日光山瀧尾女躰權現の事なり。一説ハ、神名帳に載せしむ。村檜神社なり。云々里長關口某云、當所ハ村檜と云々。村中ハ井の六ツあり、故に後世村井と改めしむ。と云々考ふなり。

小山牛頭天王

都賀郡小山駅あり、圭田十五石、別當感應寺、真言宗あり、同社僧大行寺ハ天台宗なり、隣郷大行寺村あり、同修行坊天台宗あり、同寶藏坊ハ真言宗あり、社司沼部伊豆、青木左近、其外神子一人あり、當社ハ平治年中、小山下野大掾政光感應のこと有り、依て山城國祇園社を勸請せしと云、祭神乃、須左之男、命なり、毎歲六月十五日祇園會あり、町々より舞狂言など出でて、其賑は、其事云計あり、小山家在城の時より、今に至るまで、怠らざるなり、此近郷六十六ヶ村

小山庄と唱へる當社の産子なり、されば當國第一の祇園會なり、とて
祇園會と申は、清和天皇の十二年託宣の事有て、山城國ふ牛頭天王を
祝ひ祭り、祇園會を修行せし、それより以來天下ふ疫癘の災難ありと云
す、牛頭天王と申すより、釋日本紀卷七ふ、備後風土記を引て、疫隅國
社、昔北海坐志武塔神、南海神之少子乎、与波比、日暮、彼所、獲民將來在、
爰武塔神借宿處、吾者速須佐之雄神也、後世、疫氣在者、汝獲
民將來之子孫止云、天以茅輪著腰上、詔云、と記し、是は祇園縁起
なり、篋篋内傳を、とて、外國の故事に依り、非事あり、
論す、とて、

皆川山王權現

都賀郡下皆川村の山上ふ、とて、太平山の峯つぎあり、そのむら
皆川山城守廣照居城せし所あり、とて、山王と申は、傳教大師比叡
山に始て佛閣を建立せし、刻佛法鎮護の、とて、祭り、新、とて、
け、とて、名あり、本居、宣長の古事記傳の注す、日吉山王と申は、皇國
の古書に、とて、彼傳教の所為を、とて、その内は、大宮と
申は、大三輪の神を祭る、とて、後の書に、とて、當社別當は
長樂寺とて、朽木圓通寺末とて、天台宗なり、

ツキヨミ、 月讀社

都賀郡川原田村ふ、とて、近郷の俗は、三日月の宮と唱へ、月毎の三日の
日、參詣のものなり、とて、此所は、伊吹山の麓に、標茅原なり、委
く、上の名所部ふ、舉、とて、

綾津日八幡宮

都賀郡大橋村ふ、とて、神主川津藤大夫と云、祭神大綾津日神なり、
相殿ふ、八幡宮を祀り、祭礼は、毎歲十二月十五日なり、

三代實錄ふ、元慶三年三月九日己亥授、下野國正六位

上綾津比神後五位下

古事記云伊邪那岐命の御滌の段、初於中瀬隨迦豆伎而滌時、所成神名八十禍津日神、次大禍津日神、此二神者、所到其穢繁國之時、因汚垢而所成之神者也。とありて、彼黄泉の汚より生出給へ、神よて世の中の凶悪、皆此神のちり給ふなりといふ。大禍津日神、日本書紀云、いづれ但一書とある所、大綾津日神あり、則是ありて、此綾津日の綾、假字より驚て歎く聲を云なり、皇極巻、吐嗟を夜阿と、阿夜と訓り、あやあやといふ。あやあやといふ、あやあやのあや、皆同一なり、此綾津比の津、あやあやの辞比、靈異の比よりあや、小靈異なる神とす、其義なり。

近津明神

都賀郡西方郷大澤田村にあり、神主、久津丹波と云、祭神、事代主命なりと云、祭礼、毎歳九月廿九日なり、西方郷十三ヶ村の鎮守なり。

白川古事考、陸奥國一宮都々古和氣神社、白川郡南郷八槻村にあり、祭神、味耜尊、高彥根命、相殿、日太武尊、近津大明神と号し、奉る一説、肥前國松浦の近津と云所より、宗神、天皇の御時移り、云、源義家朝臣奥州征伐の刻、千勝大明神と改むると記し。

雄琴明神

都賀郡壬生駅にあり、祭神、一品舍人親王なりと云、神主、黒川豊前と云、寛正年中壬生官務の藤流彦五郎胤業、當國、小下向、始て當地、小城を築、一時、本領、近江國滋賀郡雄琴里より、勸請すと云、時、文明元年とあり、近江國雄琴里八名所より、金葉集、小藤原敦光

松凡の雄琴里にあり、治平元年の事、あやまきこゆる、よふる所あり、一品舍人親王の御廟、山城國藤森社ありと、尾崎雅嘉の筆記にあり。

小来川星宮

都賀郡小来川村小あり、神主福田筑前と云、當所、往古より日光領か
と、開山勝道上人の歸依、給ふ明星天子を勸請せしものあり、
此外日光領大葦郷村々も、星宮ハシノミヤあり、

篠塚稻荷明神

都賀郡小薬郷中村小あり、祭神土祖神ツチノミコノカミ倉稻魂神クラノタマノミ大山祇神オホヤマツミ三柱あり、小薬
郷七ヶ村の鎮守より、毎歳二月初午の日賑ニギハヤ、別當祇念寺浄土宗あり、

太田歡喜天

都賀郡太田村小あり、別當法輪寺真言宗あり、當所ハ三毛山の麓
より、櫻の名木あり、一枝より八重と一重と咲交りて、いづれも花あり、

羽黒權現

河内郡羽黒山の頂より、神主手塚伊豆と云、麓の山倉村小居住り、
祭神倉稻魂命クラノタマノミコより、出羽國羽黒山出羽國羽黒山より、十八郷の鎮守あり、
毎歳十月七日祭祭社より、參詣のゆゑなり、

出羽國三山雅集小羽黒山權現、推古天皇元年癸丑出現云、宗神
天皇皇子能除太子之閔基也あり、又云人皇弟七十代後冷泉院
康平年中、下野國山田郡移と記あり、山田郡と云、山田郷の誤也、
山田ハ、則隣郷小あり、

雀明神

河内郡雀宮雀宮駅小あり、祭神藤原實方朝臣の靈なりと云、別當常興學院
本山の修験あり、毎歳九月十九日祭礼あり、實方朝臣ハ長徳元年
陸奥守小ありて、彼國小下りて、三年の内小卒なり、扶桑略記今昔物語
等にあり、今彼國の名取郡塩手村と云所小朝臣の墳墓あり、然る
小朝臣ハ歸洛せんなり、常小祭あり、今一度臺盤の飯を喰之と云、
後實方雀とて、殿上の臺盤の邊り小雀あり、物語あり、記

これどいふれり由縁より此所より祀りしなり

白鷺明神

河内郡上三川村ふあり、圭田三石別當神宮寺天台宗なり、當社ハト宇都宮頼綱の四男越中守頼業より、當所ふ城を築し刻むる家の産神宇都宮大明神を勸請して祀りしなり、然るに其後孫師綱が時小至て、康暦年間小山義政攻来る折より明神の森に白鷺のひきあつたり、白旗のあきしむるに、敵の引退し、是偏に明神の加護より、鷺の奇瑞をあらはせしなり、此時よりて白鷺明神と改むるより縁起ふにせり

多功星宮

河内郡多功駅ふあり、別當大聖寺天台宗なり、北極星を祀る所なり、是より日光山の星御前のついでにあり、ついでに星宮を祀る村あり

鰻を食せし、笑ふ魚の甚しきあり、本草綱目、時珍曰、鰻首有七星、夜朝北斗有自然之禮、故謂之禮、云々、何ぞて、禮和名ハモ、ちとウナギと誤り、ハ、文盲なる浮屠者なるの所為なり

磯部明神

河内郡磯部村ふあり、神主海老原河内と云、祭神木花開耶媛命ありといふなり

吉田八幡宮

河内郡吉田村ふあり、圭田四石別當寶徳院真言宗なり

下野國誌三之卷終

下野國志三之卷第

足利 梅溪田崎明義畫
北越 竹邨遠藤順信書

古田八景

古田八景

